



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

1回きりの契約ではありません！ ～シニアのネットトラブルに注意～

【事例 1】

お試し 500 円で腰とひざに効くサプリメントをインターネットで見つけ、スマホで注文した。商品に同封された請求書に「5 回の継続購入が条件」と書かれていた。

【事例 2】

プリンターを購入し、取扱説明書を見ても使い方がよくわからない。1 回 500 円でなんでも答えてくれるサイトを見つけて、1 回だけと思ってクレジットカード番号を入力し利用した。数カ月後に講座を見ると、毎月 5 千円が引き落とされていた。

【ひとことアドバイス】

- 「お試し」「体験」などの広告表現は、複数回購入することが条件の継続契約であることが多く、注意が必要です。
- 一定料金を支払えば、契約期間内は商品やサービスを利用することができるサブスクリプションのトラブルが増えています。期間内に解約しなければ自動更新となり、利用していなくても料金が発生し続けます。
- インターネットショッピングにクーリング・オフはできません。サイトに書かれた契約条件は隅々までよく確認し、最終確認画面や事業者への連絡履歴などの記録を、スクリーンショットで保存しておきましょう。